

新宿区地域保健医療体制整備協議会在宅療養専門部会設置要綱

平成 20 年 1 月 25 日決定
平成 20 年 3 月 26 日一部改正
平成 21 年 8 月 14 日一部改正
平成 23 年 7 月 11 日一部改正

(設置)

第 1 条 新宿区地域保健医療体制整備協議会設置要綱第 7 条の規定に基づき、在宅療養に関する事項について協議するため、専門部会を設置する。

(協議事項)

第 2 条 部会は次に掲げる事項を協議する。

- 一 在宅療養者の医療体制の整備に関すること
- 二 その他部会長が必要と認めたこと

(組織)

第 3 条 専門部会は、次に掲げるもののうち、協議会会長が指名したものを、区長が委嘱し、又は任命した委員により構成する。

- 一 新宿区地域保健医療体制整備協議会委員
- 二 新宿区地域保健医療体制整備協議会委員の属する機関における在宅療養の専門家の代表
- 三 在宅療養について専門的知識を有する者
- 四 区の職員

(委員の任期)

第 4 条 前条第 1 項第 1 号の委員については、新宿区地域保健医療体制整備協議会設置要綱の規定による。

- 2 前条第 1 項第 2 号及び第 3 号の委員については、前条第 1 項第 1 号の委員の任期に準じる。

(部会長及び副部会長)

第 5 条 部会に部会長及び副部会長を置く。

- 2 部会長は互選により定める。
- 3 副部会長は部会長が指名した委員をもって充てる。
- 4 部会長は部会の会務を主宰し、協議会に検討した事項の報告をする。
- 5 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故あるときはその職務を代理する。

(部会の招集等)

第 6 条 部会は部会長が招集する。

2 部会長は、必要があると認めるときは、関係者に部会への出席を求め、その意見を聴くことができる。

3 専門部会は、委員の過半数が出席しなければ、部会を開くことができない。

(部会の公開)

第7条 部会は原則として公開で行う。ただし、部会の協議により公開することが適当でないと認めるときは、この限りでない。

(庶務)

第8条 部会の庶務は健康部健康推進課が担当する。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、部会の運営に関し必要な事項は、別に部会長が定める。

附則

この要綱は、平成20年1月25日から施行する。

附則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成21年8月14日から施行する。

附則

この要綱は、平成23年7月11日から施行する。